

## 青森県立北斗高等学校 部活動に係る活動方針

### 1 基本方針

- (1) 部活動は学校教育の一環として実施する。
- (2) 運動部では、余暇の善用を図り心身を鍛え、集団における責任感や連帯感を育む。さらに、技術・競技力を向上させるだけでなく、個性の伸長と生涯にわたりスポーツに親しむ基盤を育む。
- (3) 文化部では、芸術文化等の活動に親しむ態度を培うとともに、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性を育む。

### 2 活動について

#### (1) 活動計画の作成

各部は、年間活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

#### (2) 活動時間

平日は、原則として2時間程度、休業日は、原則として3時間程度とする。

ただし、準備・片付け・ミーティング等、及び個人の自主的な活動は含めない。

また、主要大会や上位大会が開催される時期・練習試合・合宿等、さらに校長が必要性を認める場合はこの限りではない。

#### (3) 休養日

平日1日以上、週休日等1日以上の週あたり2日以上とする。

長期休業中の休養日は、学期中に準じた扱いとするが、他に休養日を設ける。

ただし、校長が必要性を認める場合はこの限りではない。

#### (4) 大会参加

部活動として参加する大会は、高体連・高野連・高文連が主催、共催、後援の大会とする。

その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める。

#### (5) 練習試合及び合宿等

活動目標の達成に必要とされるものを計画・実施する。

その際、保護者の了解を得るとともに、安全に十分配慮する。

### 3 運営について

#### (1) 体罰等の禁止

校長及び指導者は、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

#### (2) 健康管理・事故防止

校長及び指導者は、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防等）、事故の未然防止（関係施設・設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認）に努める。

#### (3) 保護者の理解と協力

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことのできないものであることから、校長及び指導者は、部活動の指導に関する基本方針・練習計画・活動時間・休養日等を明確にし、保護者に示す。